

地域福祉推進 第9次5か年計画

令和6年度～令和10年度

誰もが安心して暮らし続けられる
みんなで作る支え合いのまち「ひろしま」

地域福祉推進第9次5か年計画 (令和6年度～令和10年度)

策定 令和6年3月発行

編集 社会福祉法人広島市社会福祉協議会
〒732-0822 広島市南区松原町5番1号
広島市総合福祉センター内 (BIG FRONT ひろしま6階)
TEL: 082-264-6403 FAX: 082-264-6413
E-mail: chiiki@shakyohiroshima-city.or.jp
URL: <https://shakyo-hiroshima.jp>



市社協 HP



市社協 Facebook

社会福祉法人広島市社会福祉協議会

計画策定の趣旨

第8次計画の策定以降、国においては社会福祉法を改正し、包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施による重層的支援体制整備事業を推進すると共に、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等に伴う生活福祉資金の特例貸付借受人など、特に支援が必要な生活困窮者に対しては重点的に支援を行っていくこととしています。

広島市においては、令和4年2月に策定の「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン」に基づき、地域コミュニティ活動を持続可能なものにするための組織である広島型地域運営組織「ひろしまLMO」（以下「ひろしまLMO」という。）の構築が各地域で本格化しています。

市社協では、新型コロナウイルス感染症の影響による生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金の受付の他、令和3年8月に発生した大雨災害における被災者支援活動の実施、同年10月には市から成年後見利用促進センター運営事業を受託し、広島市成年後見利用促進センターの開設を行うなど、様々な地域生活課題の解決に向けて取り組んできました。

また、こうした中において、地域福祉の推進を一層図っていくため、令和4年4月1日付で各区社協と法人合併し、一つの社会福祉法人として、法人関係業務を集約化・効率化することにより、これまで以上に地（学）区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の支援等に注力できる体制を整えました。

このような状況を踏まえ、法人合併し、一つの社会福祉法人となった市社協が今後、取り組むべき事業・活動について、向こう5か年の方向性を示すために第9次計画を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、地域福祉を推進する中間支援組織である市社協が住民組織や関係機関等との協働により、広島市域の地域福祉を推進することを目的とした中期活動計画です。第8次計画では、社会福祉協議会と民間の福祉団体や関係機関への「地域福祉推進計画」として提案し、市社協の「組織・発展強化計画」を合わせる形で策定しました。

本計画では「地域福祉推進計画（地域福祉活動計画）」として策定し、「組織・発展強化計画」については、令和6年度に「経営計画」として改めて策定する予定としています。

地域福祉活動計画

地域福祉を推進する中間支援組織である市社協が住民組織や関係機関等との協働により、広島市域の地域福祉を推進することを目的とした中期活動計画。

経営計画（組織・発展強化計画）

市社協が地域福祉を推進する中核的な団体としての使命や経営理念等を明確にし、その実現に向けた組織体制、財務等に関する具体的な取組を明示した中期経営計画。

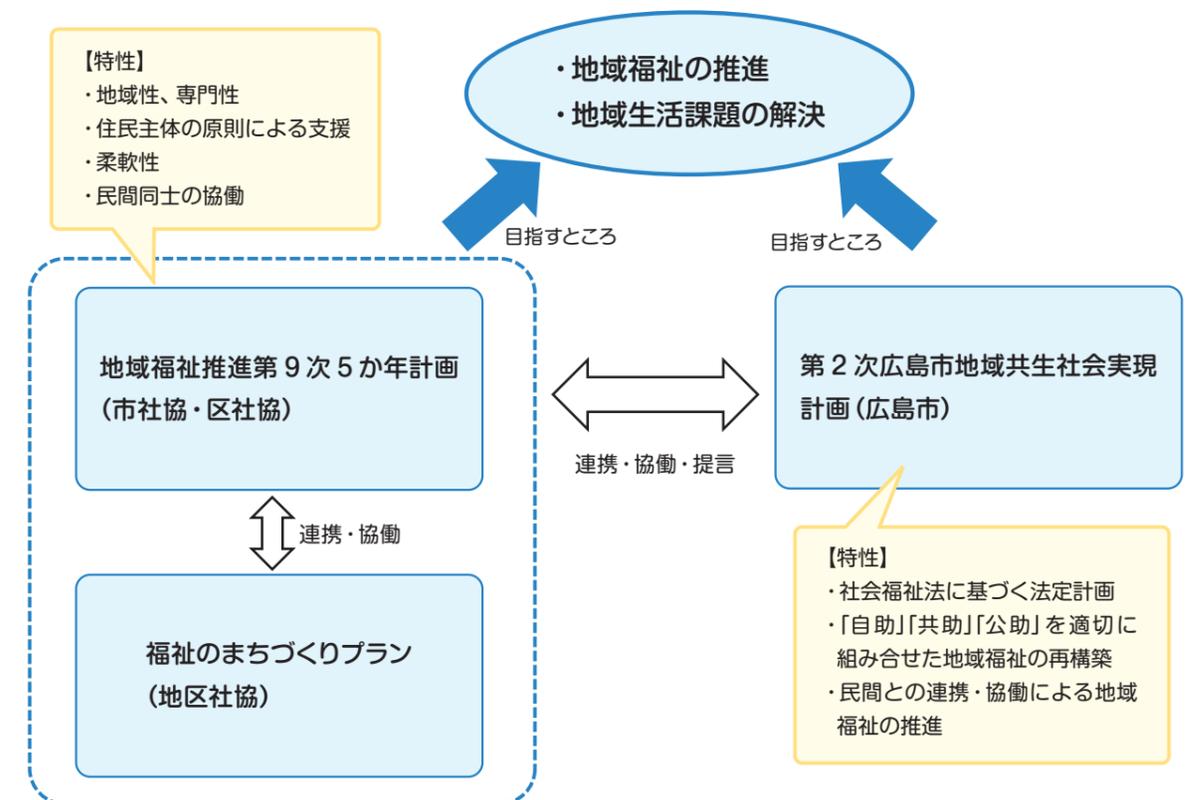
計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
市社協	地域福祉推進第8次3か年計画 (R3～R5の3か年延長)						地域福祉推進第9次5か年計画				
区社協	地域福祉活動第7次3か年計画 (R3～R5の3か年延長)										

広島市地域共生社会実現計画との関係

「地域福祉推進第9次5か年計画（地域福祉活動計画）」と「第2次広島市地域共生社会実現計画（地域福祉計画）」は、共に広島市の地域福祉の推進を目指す計画である点は同じであり、両計画は相互に連携して地域生活課題の解決を目指しています。



基本理念

本計画では、つながり、支え合い、地域で孤立することなく、障害者・ひとり親家庭・外国人等の当事者を含めた誰もが安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現を目指して、地域住民等と共に推進する地域福祉活動の基本理念を次のとおり定めます。

誰もが安心して暮らし続けられる
みんなで作る支え合いのまち「ひろしま」

基本目標

基本理念の実現に向けて、5つの基本目標と基本目標の達成に向けた取組方針を次のとおり定めます。

基本目標 1 住民と専門職等の協働による支え合いの地域づくりの推進

1-1 小地域福祉活動の推進

市・区社協の地域福祉推進機関としての基盤である地区社協支援を引き続き行い、住民が共に支え合う地域づくりに取り組めます。

1-2 地域住民等の協力・連携による地域で支え合う体制づくりの推進

人口減少、少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、地域における担い手（住民、専門職も含む）の不足が今後、より加速化していくことを見据え、地域で支え合う体制づくりに向け取り組めます。

1-3 地域住民等による包括的な支援体制づくりの推進

地区社協や町内会・自治会、民生委員児童委員等が活動を通して把握した地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、助言等を行うと共に、必要に応じて支援関係機関につなぐことができる体制の整備に向けて取り組めます。

1-4 持続可能な地域コミュニティづくりの推進

生活の基盤としての地域社会が持続可能であることが地域福祉の基盤として不可欠との考えの下、「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン」に基づく、持続可能な地域社会の実現を図ることを目的とした地域コミュニティ施策との連携を図り、市と共に推進します。また、同ビジョンに基づくひろしま LMO を構築していない地域においても、地区社協と地域団体が連携した取組等への支援を通じて、持続可能な地域社会の実現に向けて取り組めます。

基本目標 2 誰一人取り残さない社会の実現に向けた仕組みづくりの促進

2-1 ボランティア・市民活動を通じた多様な主体の社会参加の応援・促進

地域に暮らす一人ひとりが自分の意志と他者との連帯によるボランティア・市民活動ができる、誰も排除しない共生社会の実現に向けた取組を進めます。

2-2 ふだんの暮らしのしあわせを自分事として考える福祉教育の推進

地域の福祉課題に気づき、実践活動につなげていくことから、地域住民等の学びの場を設け、地域福祉の推進を図るため、福祉教育の推進に向けて取り組めます。

2-3 権利擁護支援の推進

認知症、精神障害、知的障害等により判断能力が不十分である人が、住み慣れた地域で尊厳のある本人らしい生活を継続していくことができるよう、専門職との連携を図りながら権利擁護支援の推進に向けて取り組めます。

2-4 暮らしに支援を必要とする人へのサポート体制の充実・強化

就労状況や心身の状況等により、経済的な支援を必要とするなど、生活に何らかの支援を必要とする人に対して、伴走型支援や物資提供、専門機関へのつなぎ等のサポートを行う体制の更なる整備に向けて取り組めます。

2-5 人と人がつながり、支え合える地域づくり（孤独・孤立対策）の推進

地域の中で暮らす人と人との緩やかなつながりづくりに向け、見守り活動、ふれあい・いきいきサロン、居場所づくり等の社協が取り組んできた活動に引き続き取り組めます。

基本目標 3 多様な活動主体と協働したプラットフォームづくりの推進

3-1 多様な活動主体とのつながりを活かしたプラットフォームの設置

市・区社協が地域福祉を推進する中核機関として、地区社協をはじめとした地域団体や関係機関等と連携・協働を図ると共に、地域生活課題の解決等に向け、既存のプラットフォームの活用及び設置に向けて取り組めます。

3-2 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進

地域と社会福祉法人が活動を通して共につながり、学び合い、ネットワークが育まれるよう取組を推進します。

基本目標 4 災害にも強い地域づくりに向けた体制の整備

4-1 協働型災害ボランティアセンターの体制づくりの推進

平成 26 年、平成 30 年、令和 3 年の災害時における被災者支援活動の経験を基に、災害時に連携・協働が必要な地区社協、町内会・自治会等の地域団体、NPO 団体等の関係機関と災害ボランティアセンターの運営に係る研修会の開催や啓発活動等を通じて、協働型災害ボランティアセンターの体制整備に向けて取り組めます。

4-2 災害等の非常時に支援が必要な人を支えるための基盤づくり

災害の発生等の非常時に支援が必要になるとと思われる人に対して、社協が行う平時の支援活動の中において、本人の意向を確認しながら、専門職や関係機関等との支援方法の共有を図ると共に、住民同士の平時からのつながりづくりの促進に向けて取り組めます。

基本目標 5 地域福祉を推進する中核組織としての社協組織の基盤強化

5-1 職員の専門性向上と局内プラットフォームの設置

職員の専門性向上に係る研修プログラムを充実させるため、在職年数の少ない職員だけでなく、中堅・管理職も含めた継続的、生涯研修の体系整備に取り組むと共に、重層的支援体制整備事業の実施により、多機関との協働の重要性は増していくことを踏まえ、その基盤となる組織内の連携向上を図るため、組織内に新たにプラットフォームを設置し、地域支援と個別支援の連動等の事例検討などに取り組めます。

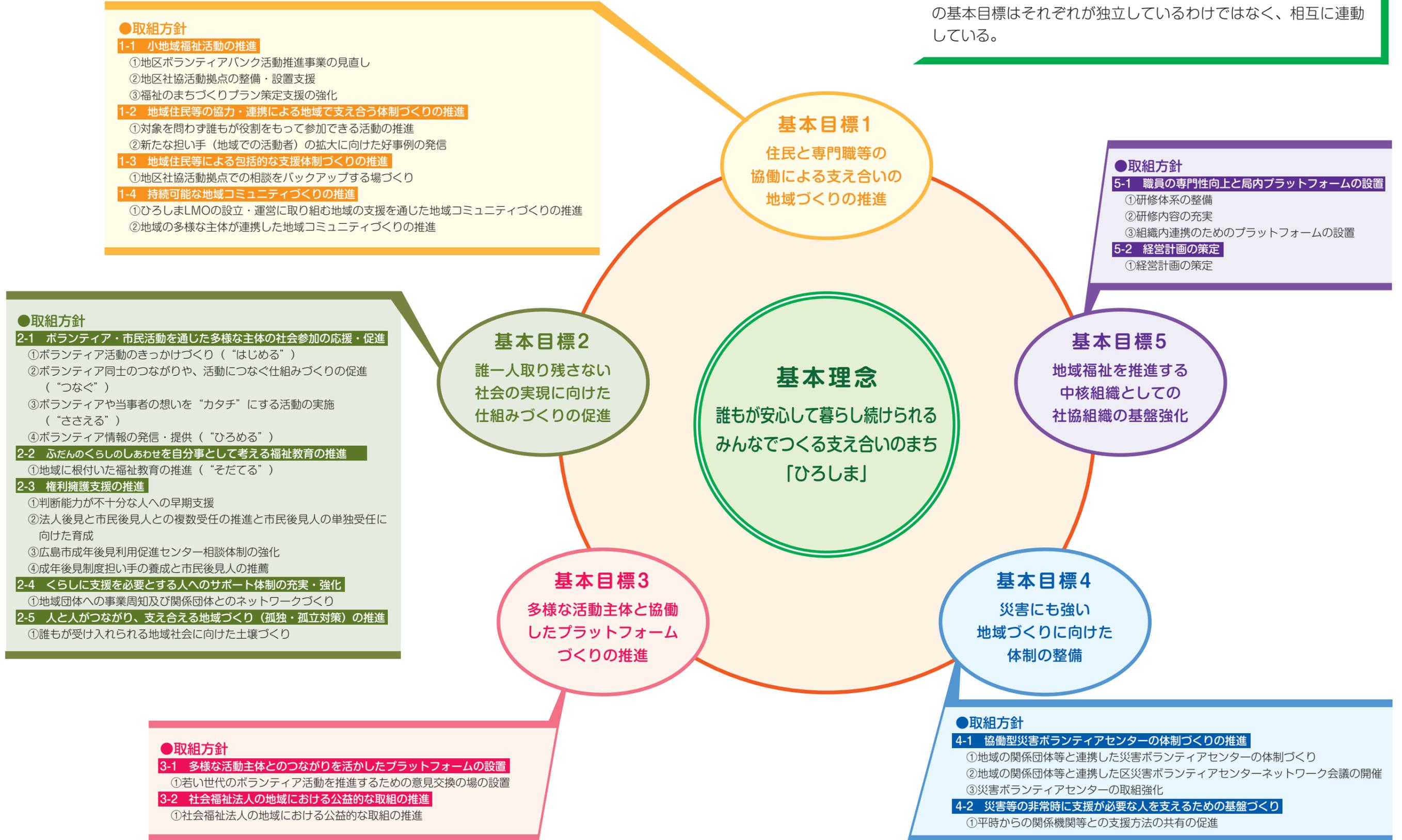
5-2 経営計画の策定

地域福祉推進計画の実践にあたり、中期的に安定的・継続的に役割を担うことが求められるため、経営基盤を計画的に整えていきます。

取組体系

基本理念と基本目標の関連

基本理念の達成を目指して、5つの基本目標を設定しており、5つの基本目標はそれぞれが独立しているわけではなく、相互に連動している。



区社協活動計画の位置づけ

これまで市・区社協では、それぞれが法人格を有していたことから、前計画においては、市社協が「地域福祉推進第8次3か年計画」、区社協が「地域福祉活動第7次3か年計画」を策定していました。そうした中において、地域福祉の推進を一層図っていくため、令和4年4月1日付で各区社協と法人合併し、お互いの法人関係業務を集約化・効率化することにより、これまで以上に地区社協の支援等に注力できる体制を整えました。

このような状況を踏まえ、第9次計画の策定にあたっては、市・区社協が一つの組織として同じ方向性を共有しながら、地域福祉の推進を一層図っていくため、本計画内に区社協活動計画を位置づけています。

また、計画策定のプロセスにおいては、市社協内に設置の各種委員会及び職員による部門別ワーキンググループ並びに区運営委員会の開催等を経て、策定を進めてきました。

そのようなことから、第9次計画は、市・区社協が一体となった計画であるため、基本理念や基本目標などは一部を除き共通としています。また、区社協活動計画についても基本的に各区社協の基本理念、基本目標、取組方針は共通していますが、地域により近い区社協が各区の地域特性や課題に応じた取組ができるよう市社協は支援すると共に、区社協においては区運営委員会等の場を活用しながら、各年度の事業計画に反映し、実施していくこととしています。

なお、取組方針に基づく、各区社協の取組項目は、あくまでも第9次計画実施期間中における重点事業や重点的な取組を記載しているため、記載のない事業や取組等についても各年度の事業計画に反映させながら、取り組むこととしています。

区社協共通項目

基本理念		誰もが安心して暮らし続けられる みんなで作る支え合いのまち「ひろしま」
基本目標 1		住民と専門職等の協働による支え合いの地域づくりの推進
	取組方針 1-1	小地域福祉活動の推進
	取組方針 1-2	地域住民等の協力・連携による地域で支え合う体制づくりの推進
	取組方針 1-3	地域住民等による包括的な支援体制づくりの推進
	取組方針 1-4	持続可能な地域コミュニティづくりの推進
基本目標 2		誰一人取り残さない社会の実現に向けた仕組みづくりの促進
	取組方針 2-1	ボランティア・市民活動を通じた多様な主体の社会参加の応援・促進
	取組方針 2-2	ふだんの暮らしのしあわせを自分事として考える福祉教育の推進
	取組方針 2-3	権利擁護支援の推進
	取組方針 2-4	暮らしに支援を必要とする人へのサポート体制の充実・強化
	取組方針 2-5	人と人がつながり、支え合える地域づくり（孤独・孤立対策）の推進
基本目標 3		多様な活動主体と協働したプラットフォームづくりの推進
	取組方針 3-1	多様な活動主体とのつながりを活かしたプラットフォームの設置
基本目標 4		災害にも強い地域づくりに向けた体制の整備
	取組方針 4-1	協働型災害ボランティアセンターの体制づくりの推進
基本目標 5		地域福祉を推進する中核組織としての社協組織の基盤強化
	取組方針 5-1	※職員の専門性向上と局内プラットフォーム設置への参加協力

※は組織全体に係ることのため、区社協計画では参加協力としている。

各区社協取組項目

中区社協

基本目標 1 取組方針 1-1 取組項目

幅広い見守り体制の整備とボランティアによる助け合いの仕組みづくりの推進

基本目標 2 取組方針 2-2 取組項目

全事業を通じて福祉教育を推進し、学びを通じた福祉理解の促進と活動への橋渡し

基本目標 3 取組方針 3-1 取組項目

本会とつながりのある活動主体を中心に、分野を限定せず福祉課題の検討を深める場の確立

基本目標 4 取組方針 4-1 取組項目

協働型災害ボランティアセンター体制の構築

東区社協

基本目標 1 取組方針 1-1 取組項目

地区社協活動拠点の活性化

基本目標 2 取組方針 2-2 取組項目

違いを認め合い、互いが味方になれる共生社会の実現に向けた福祉の学びや取組の促進

基本目標 3 取組方針 3-1 取組項目

多様な活動主体とのつながりを活かしたプラットフォームの活用

基本目標 4 取組方針 4-1 取組項目

協働型災害ボランティアセンター体制づくり

南区社協

基本目標 1 取組方針 1-3 取組項目

住民主体型生活支援訪問サービス実施団体数の増加

基本目標 2 取組方針 2-1 取組項目

ボランティア活動の場づくり

基本目標 3 取組方針 3-1 取組項目

企業×地域 ～つながり・連携に向けた体制づくり～

基本目標 4 取組方針 4-1 取組項目

災害パネル等を活用した災害ボランティアセンターの普及・啓発

西区社協

基本目標 1 取組方針 1-3 取組項目

地区社協活動拠点の包括的体制整備への支援

基本目標 2 取組方針 2-2 取組項目

福祉は「みんなの問題」きっかけづくり

基本目標 3 取組方針 3-1 取組項目

「ひろめる」「つながる」地域福祉活動の情報の集約と発信、共有の場づくり

基本目標 4 取組方針 4-1 取組項目

災害パネル等を活用した災害ボランティアセンターの普及・啓発

安佐南区社協

基本目標 1 取組方針 1-4 取組項目

新たな地域活動者の発掘

基本目標 2 取組方針 2-1 取組項目

ボランティア活動・地域活動の啓発

基本目標 3 取組方針 3-1 取組項目

社会福祉法人や企業等とのネットワークづくり

基本目標 4 取組方針 4-1 取組項目

災害ボランティアセンター活動の啓発

安佐北区社協

基本目標 1 取組方針 1-1 取組項目

地区社協活動拠点の機能強化

基本目標 2 取組方針 2-5 取組項目

多世代（多分野）を対象にした地域の居場所やサロンの拡充

基本目標 3 取組方針 3-1 取組項目

活動主体ごとのネットワーク構築の推進

基本目標 4 取組方針 4-1 取組項目

災害の記憶、教訓を後世につなぐ取組の推進

安芸区社協

基本目標 1 取組方針 1-3 取組項目

全地区（学区・町）社協での地区社協活動拠点活性化支援事業の実施

基本目標 2 取組方針 2-4 取組項目

区社協の相談業務担当職員等と地区社協活動拠点活性化支援事業における拠点スタッフとの連携強化

基本目標 3 取組方針 3-1 取組項目

多様な活動主体とのつながりを活かしたプラットフォームの設置

基本目標 4 取組方針 4-1 取組項目

災害ボランティアセンターサテライト立ち上げマニュアルの整備

佐伯区社協

基本目標 1 取組方針 1-2 取組項目

「たすけて」と言い合える地域づくりの推進

基本目標 2 取組方針 2-1 取組項目

福祉に興味・関心を持つ人や佐助（さすけ：佐伯区を助けてくれる人）の増加

基本目標 3 取組方針 3-1 取組項目

本会とつながりのある活動主体を中心に地域課題の検討を深める場づくり

基本目標 4 取組方針 4-1 取組項目

協働型災害ボランティアセンターの運営体制の構築